

紹介者割引制度と新規利用者割引制度について

紹介者割引制度と新規利用者割引制度の試行を行ってまいりましたが、
2019年10月1日より本格的に実施することになりました。

【概要】

- ・紹介者割引制度は、新規課題申請者をご紹介頂いた場合、その新規課題申請者の月間装置利用料金合計の最大1／2を、翌月、ご紹介者が予め指定した1つの課題の月間利用料金から割引くというものです。
是非、この機会に紹介者割引制度をご活用いただき、多くの新規利用者をご紹介下さいますようお願い申し上げます。
- ・新規利用者割引制度は、京大ナノハブを初めて利用される課題申請者を対象に月間装置利用料金合計の1／3を割引くというものです。
紹介者の有無に係わらず、新規課題申請者を対象とさせていただきます。
初めて、ナノハブ拠点をご利用になる課題申請者の方は、ご活用ください。

下記の方法で、紹介者割引、新規利用者割引の申し出と合わせて課題申請された場合に、審査を経て適用します。

【新規利用者割引制度の申し込み方法】

- ①『京都大学ナノテクノロジーハブ拠点 設備利用管理システム』(当拠点HP上のアイコンからリンクが張られています。)からのアカウント登録後、左端のメニューバーから<課題申請>をクリックし必要事項を記入してください。その際、<課題申請>画面の最後にある<その他特記事項>欄に必ず、「新規利用者割引申請有り」と記入してください。
- ②上記の申請完了後、3日以内に新規利用者割引（紹介者割引）申請書を京大ナノハブHPからダウンロードし、必要事項を記入後、
3日以内に kyodai-hub-a-saci.kyoto-u.ac.jp(-a-を@に換えてください)宛に件名を「新規利用者割引申請」としてEメールでお送りください。

【紹介者割引制度の申し込み方法】

新規利用者が、上記の新規利用者割引（紹介者割引）申請書を記入する際に紹介者に関する項目も記入して頂くことで、紹介者割引も合わせて申請して頂くことになります。

	X月	(X+1)月	(X+2)月	(X+3)月	(X+4)月	(X+5)月	(X+6)月
新規利用者	ID発行月		初利用月			ID完了月	
紹介者							
新規利用者割引の有効期間							
(新規利用者の利用料金の最大50%還元が有効な期間)							
紹介者割引の反映時期							
紹介者割引は新規利用者の利用月の翌月に反映される。							
紹介者IDの更新月							

【新規利用者とは】

一般の利用者（例えば、学生）ではなく、課題申請者（例えば、指導教官）が新規の場合に、この割引制度を適用する。

なお、過去利用の有った部署の課題申請者が変わっただけという場合には、この割引制度は適用されない。

また、一般の利用者として既にご利用履歴のある方が、新たに課題申請者となられた場合にも適用されない。

【紹介者とは】

新規利用者と日常的に情報共有されていると、判断される範囲の方は除く。

原則として、

- ・大学等の場合、同一研究室内は除く
- ・企業の場合、同一企業の同一事業場（分社）内は除く

【新規利用者割引の有効期間】

課題の有効期間である6ヶ月とする。

【新規利用者の割引対象料金】

装置利用料金のみとする。月間装置利用料金合計の1/3を割引く。

【紹介者割引の有効期間】

紹介した新規利用者の新規利用者割引の有効期間と同じとする。

（この有効期間内に紹介者の課題更新が有っても割引は継続して有効）

【紹介者の割引対象料金】

紹介した新規利用者の月間装置利用料金合計の1/2を、翌月、紹介者の指定した1つの課題の利用料金から割引く。

新規利用者利用月の翌月の紹介者利用料金が、新規利用者利用料金の1/2に満たない場合でも、その差額を翌月以降に持ち越すことは出来ない。

（1/2相当額を複数月に分割して、割引を受けることが出来ない）